

# 京都議定書目標達成計画の一部変更(案)に対する主な意見とそれらに対する考え方

1. 実施期間 : 平成18年6月2日(金)～6月27日(火)
2. 実施方法 : 首相官邸ホームページへの掲載等により周知を図り、電子メール及びFAXによりコメントを募集。
3. 提出された意見の件数 : 17件(電子メール14件、FAX3件)
4. 主な意見の概要とそれらに対する考え方

| 項目                      | 主な意見                                                                                                                                    | 意見に対する考え方                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向について | 削減約束6%達成のために、これまで推進してきた地球温暖化対策と施策の実効性を検証するとともに、今般、具体化された京都メカニズムに関する対策と施策の推進・活用を積極的に進めるべき。                                               | 目標達成計画に掲げられる各対策については、毎年、政府が講じた施策の進捗状況等を、対策ごとに設定する対策評価指標も参考にしつつ点検することにより、必要に応じ施策の強化を図ることとしています。また、京都メカニズムを活用するに当たっては、国内対策に対して補足的でなければならないという原則を踏まえながら、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)、また具体的な環境対策と関連づけられた排出量取引の仕組みであるグリーン投資スキーム(GIS)のプロジェクトによるクレジットの取得に最大限努力してまいります。 |
|                         | 京都メカニズムの活用の適否は、国内対策の費用対効果と比較して決定すべき。                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                         | 安易に京都メカニズムに頼るのではなく、国内対策を進めることにより京都メカニズムの活用を1.6%よりも少なくするよう努力すべき。                                                                         | 目標達成計画では、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお約束達成に不足する差分について、補足性の原則を踏まえて京都メカニズムの活用により対応することとしております。                                                                                                                                              |
|                         | 京都メカニズムの活用を1.6%に限定することなく、費用対効果を考慮しながら京都メカニズムと国内対策とを分け隔てなく推進すべき。                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                              |
| クレジット取得方針について           | 我が国がクレジットを取得するに当たっては、今後、CDM/JIの具体的な案件を早急に選定すべき。                                                                                         | 京都議定書の約束を確実に、かつ費用対効果を考えて達成するため、可能な限り早期にNEDOによるクレジット取得事業を開始すべく、準備を進めていきます。                                                                                                                                                                                    |
|                         | 我が国がクレジットを取得するに当たっては、契約相手先の企業の品格について考慮すべき。                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                         | 我が国がクレジットを取得するに当たっては、クレジットを生成するプロジェクトの環境や地域住民に対する影響を考慮すべき。                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                         | 京都メカニズムの運用に際しては、持続可能な地球温暖化対策の推進、低炭素型の技術の移転、地域的にバランスのとれたプロジェクト分布につながるよう、基本的な考え方と買い取るクレジットの適格性についてのクライテリアが設定される必要がある。                     | クレジットの取得に際しては、リスクの低減を図りつつ費用対効果を考慮して取得すること、地球規模での温暖化防止及び途上国の持続可能な開発への支援を進めること、という観点を踏まえるとともに、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境への影響及び地域住民に対する配慮を徹底していきます。                                                                                                                  |
|                         | 吸収源プロジェクト、HFC23破壊事業や炭素隔離貯留事業(CCS)からのクレジットは、取得対象とすべきではない。                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                         | クレジット取得に際し、実質的な削減につながらないホットエアーは購入しないことを確認すべき。                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                         | プロジェクトベース以外のGISや排出量取引も含めて最も効率的なクレジットの取得を図るべき。                                                                                           | CDM、JIや、具体的な環境対策と関連付けられた排出量取引の仕組みであるグリーン投資スキーム(GIS)のプロジェクトによるクレジットの取得に最大限努力します。                                                                                                                                                                              |
|                         | ODAが「新規かつ追加的であること」というCDMの条件を満たすかどうかには疑問であり、また、これまでの交渉でも、ODAを京都議定書の資金メカニズムに使うことについては途上国を中心に反対が多かったことから、安易に「ODAの有効な活用を進める」などという記述はすべきでない。 | 2005年のCOP/MOP1決定において、CDMプロジェクトへの公的資金の供与がODAの「流用」であってはならないとされています。(ただしどのような場合にODAの「流用」となるか国際的に定義されていません。)我が国は、我が国と途上国によってODA案件のCDM化が「ODAの流用に当たらない」と確認されれば、CDM理事会によって当該ODA案件のCDM事業としての登録が認められるものと考えています。我が国は、国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提としてODAの有効な活用を進めていく考えです。    |
|                         | 柔軟なリスク管理を通じて費用対効果を高めることを目指すべき。                                                                                                          | クレジットの取得に係るリスクの低減と費用対効果は、政府によるクレジット取得事業の実施に当たって踏まえるべき観点の一つとしております。                                                                                                                                                                                           |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  | <p>グリーン投資スキーム（GIS）については京都議定書に位置づけられておらず、その制度や運用ルールなどについて不明確な制度であることから、関連の記述を削除すべき。</p> <p>日本などの附属書Ⅰ国は、途上国への資金及び技術の移転が気候変動枠組条約や京都議定書の義務とされているのであり、こうした義務とCDMによる資金及び技術移転とは明確に区別される必要があることも検討されるべき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>GISの実施に当たっては、まず当事者国間でGIS実施スキームに関する合意が必要であり、二国間交渉を通じて、実施スキーム、運用ルール等を決定していくことを考えております。</p> <p>京都議定書に基づく適応基金を通じ、CDMから生ずるクレジットの一部が開発途上国の適応対策に活用されることとされています。また、条約に基づく「適応五カ年作業計画」に基づく取組を進めてまいります。</p>     |
| 京都メカニズムの運用に係る評価・見直しについて          | 京都メカニズムの運用状況に係る評価・見直しの過程に国民の参画が実質的に確保されるような場をもうけるべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 目標達成計画において、毎年の点検、2007年度の定量的な評価・見直しに際しては、「地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議」において委員の意見を聴取することとしています。また、計画の評価・見直しに当たっては、パブリックコメントの実施はもとより、評価・見直しの過程に国民の参画が実質的に確保されるような場を設けることとしております。                             |
| 京都メカニズムの活用の補完性について               | マラケシュ合意における「補完性」の解釈を明確にするとともに、京都メカニズムの活用が我が国の国内対策に対して補完的であることを確保すべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 京都議定書及びマラケシュ合意において、極力国内対策を実施すべきであるとの趣旨から京都メカニズムの活用は国内対策に対して「補足的」でなければならないとされています。この考え方にに基づき、我が国では、目標達成計画において、国内対策を基本として国民各界各層が最大限努力してもなお約束達成に不足する差分について、京都メカニズムの活用により対応することとしています。                      |
| 原子力CDMについて                       | 原子力発電をCDMの対象とすべく国際交渉を行うべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | マラケシュ合意においては、原子力発電のCDMプロジェクトから得られるクレジットについては、京都議定書の目標達成に使用することを差し控えることとされています。しかし、我が国としては、原子力の利用推進は、エネルギーの安全保障に加え、温室効果ガスの削減にも貢献するものと考えており、将来枠組みの議論も念頭におきつつ、幅広い検討を促すよう努力してまいります。                         |
| 京都メカニズム活用のインセンティブについて            | 「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」において、事業者が自社の温室効果ガス排出量から自主的なクレジット償却量を控除できるなど、京都メカニズム活用を促進するためのインセンティブも必要。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 京都メカニズムクレジットの移転や取得に関する取組については、その内容を任意の記載情報として提供できる制度としています。いただいた御意見は今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。                                                                                                            |
| 民間事業者等による京メカ活用の際の会計上、税務上の取扱いについて | 民間事業者等が京都メカニズムを活用する際の会計上、税務上の扱いを優遇すべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会実務対応報告第15号（平成16年11月30日）において整理されています。また、税務上の取扱いについては、別段の定めがあるものを除き、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される」（法人税法（昭和40年法律第34号）第22条第4項）こととされています。いづれにしましても、いただいた御意見は、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 |
| その他の意見                           | <p>日本が率先して京都議定書目標達成計画を達成することにより国際的にリーダーシップを発揮すべき。</p> <p>都市ヒートアイランド対策として、下水や雨水を散水、冷却水、屋上緑化用水等として再活用すべき。</p> <p>最大排出国である米国を京都議定書の枠組みに取り込むよう外交努力を強めるべき。</p> <p>国家エネルギー戦略の各エネルギーの数値目標を京都議定書目標達成計画と整合させるべき。</p> <p>民生部門対策を進めるため、社会資本に係る諸法律に「温暖化対策への配慮」を盛り込むべき。</p> <p>国内対策で6%削減するためには、日本経団連の環境自主行動計画の協定化、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、環境税や国内排出量取引などの抜本的な対策の導入が必要。</p> <p>脱化石燃料社会の構築のためには、早い段階から国内の社会経済システムを、脱化石燃料社会の構築に向けて変革していく必要がある。</p> <p>具体的な理念や施策があまり書かれていないことから、パブリックコメントのやり方そのものを改めるべき。</p> | 今回の意見募集の対象には直接関係しませんが、いただいた御意見は、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。                                                                                                                                                |